

## 子育てひろば私立常設園 新規実施園募集に係る質疑の回答

No.	質疑内容	回答
1	週3・4日型と週5日型（又は週6日型）の両方に応募できるか。	両方に応募できます。 なお、週3・4日型と週5日型（又は週6日型）の両方で選定となった場合、週5日型（又は週6日型）で選定するものとし、週3・4日型は選定外にするものとします。
2	外国籍の職員が専任従事者になることは可能か。	可能です。
3	0～5歳児がいる家庭以外も利用する「こども食堂」は「施設の地域開放」にあたるか。	地域に住むこどもを広く対象として食事の提供等を行う「こども食堂」は「施設の地域開放」にはあたりません。
4	週6日型は育児相談を週6日以上実施する必要があるか。育児相談を週5日実施し、6日目は施設の地域開放や育児講座・交流保育を実施する形でもよいか。	育児相談を週5日実施していれば、6日目は育児相談に代わり施設の地域開放や育児講座・交流保育を実施する形でも構いません。
5	専任従事者は1日6時間以上の勤務で常勤換算されると考えてよいか。	本事業における常勤職員の定義は「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」（令和5年4月21日こ成保21）における常勤保育士の定義に準じます。  【通知抜粋】 ①当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者 ②上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの
6	専任従事者が本事業に1日5時間、他の業務に1日3時間従事する場合、処遇改善等加算における「通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する職員」とみなされるか。	他の業務が通常の教育・保育であれば「通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する職員」とはみなされません。
7	週5日型（又は週6日型）において専任従事者として常勤職員1名を配置予定だが、もう1名の専任従事者として非常勤職員2名を曜日ごとに分担して配置することは可能か。	可能です。